

西部サービス株式会社  
(Seibu Corporation)

銘柄コード  
法人番号 9120001056228

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	88	廃棄物処理業
細分類 (申請事業)	32	その他製造業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	23,758	GJ	624	kL
前年度エネルギー総使用量				kL
非化石エネルギー総使用量		GJ		kL
調整後温室効果ガス排出量				t-CO <sub>2</sub>

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位 (2023年度実績)	原単位分母				
	主たる事業の構成割合 %				
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	原単位分母				
	DR実施日数				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準		
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準		
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況		-
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況		-

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量の量】

種別	合計量	
Jクレジット		t-CO <sub>2</sub>
-	-	t-CO <sub>2</sub>
-	-	t-CO <sub>2</sub>
-	-	t-CO <sub>2</sub>

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	44.0%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					25.70%
目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目安設定業種	-	-	-	-	-
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

--

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

・デマンド監視装置を設置し、高負荷による使用電力増を抑制  
 ・毎月のエネルギー使用量を見る化  
 ・未使用箇所の消灯  
 上記3点をエネルギー使用の合理化における基本事項とし、今後、老朽化に伴う機械設備入替の際に高効率機器を導入し、さらなるエネルギー使用の合理化を行う予定。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

当社が使用しているエネルギーは電気の割合が高く、非化石エネルギーの比率を高めるには電気の転換が一番効率が良い。現在、各電力会社はエネルギー供給構造高度化法により2030年度に向け非化石エネルギーを44%以上にする目標値を掲げており、非化石率が高い電力を選ぶことにより、非化石エネルギーへの転換をはかっている。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

当社が使用しているエネルギーは電気の割合が高く、非化石エネルギーの比率を高めるには電気の転換が一番効率が良い。現在、各電力会社はエネルギー供給構造高度化法により2030年度に向け非化石エネルギーを44%以上にする目標値を掲げており、非化石率が高い電力を選ぶことにより、非化石エネルギーへの転換をはかっている。

2. 関連リンク

( CSR報告書 2023年 )	: <a href="http://www.seibu-recycle.co.jp/img/company/csr_2023.pdf">http://www.seibu-recycle.co.jp/img/company/csr_2023.pdf</a>
	:
	:

(注意事項)

・赤字囲み欄は必須記載です。  
 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。